

## 現代の人権 世界人権宣言

### ○世界人権宣言の採択

21世紀は人権の世紀といわれています。20世紀に人類は2度にわたり世界大戦を経験しました。多くの尊い生命を奪い、悲劇と破壊をもたらした2つの大戦への反省から、第二次大戦後、世界の人々の間に平和と人権の尊重を求める動きが高まりました。こうして生まれたのが国際連合(国連)です。国連憲章は「人権及び基本的自由を尊重するように助長奨励することについて、国際協力を達成すること」を目的の一つとして掲げました。そして、1948年(昭和23年)12月10日の第3回国連総会において、すべての人と国が守るべき基準としての「世界人権宣言」が採択されました。

### ○世界人権宣言の内容

世界人権宣言は前文と全30条の条文で構成されています。第1条「すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ尊厳と権利について平等である」第2条「すべての人は、人種、皮膚の色、性、言語、宗教、政治上の意見、社会的出身、財産、門地その他の地位等によって差別を受けない」第3条「すべての人は、生命、自由及び身体の安全に対する権利を有する」とうたい、以下20条までは奴隷制度や拷問の禁止、法の下での平等、財産権、思想信教の自由、表現の自由などの自由権について規定しています。さらに参政権(21条)、社会保障や教育を受ける権利などの社会権(22条から27条)、他者の権利及び自由の尊重(29条)と続きます。

世界人権宣言は、世界の人々にとって希望と励みの源となりました。また、この宣言によって、人権を守る動きは大きく進みました。宣言の主旨は、世界各国の憲法や法律、国際会議の決議等に取り入れられています。

この宣言が採択された当時、日本は敗戦国として連合軍の占領下であり、国連にも加盟していませんでした。しかし、国家としての主権を回復することとなった1951(昭和26年)締結のサンフランシスコ平和条約の前文では「世界人権宣言の目的を實現するために努力」する意思を宣言しています。

日本国憲法は、人種・信条・性別・社会的身分・門地などによって差別されないとする法の下での平等、思想及び良心の自由、信教の自由、学問の自由、生存権、教育を受ける権利、勤労の権利など、多くの種類の人権を基本的人権として保障しています。

### ○人権は人類の財産

現在では、人権は、国際社会全体に関わる重要な問題であるという考え方が一般的になっています。企業の経済活動にも人権の視点が不可欠になっています。

人権とは、誰もが生まれながらに持っている、人間が人間らしく生きていくための権利であり、人類が長い歴史の中で築いてきた財産なのです。

**12月10日は「世界人権デー」です。**

▶問い合わせ先＝生涯学習課 生涯学習係 ☎56 9159